二　保険業法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成二五年三月までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例について、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定めることとした上で、その期間を五年間延長することとした。（附則第一六条関係）

三　保険業法等の一部を改正する法律の一部改正関係

特定保険業者による保険契約の移転等について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条第一項及び第二項関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇児童手当法の一部を改正する法律（法律第二四号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「児童」とは、一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうこととした。（第三条第一項関係）

㈡　「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいうこととした。（第三条第三項関係）

(1)　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童（短期間の委託をされている者を除く。）

(2)　児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて障害児入所施設に入所し、若しくは同法の規定により指定医療機関に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（3㈠(1)ニにおいて「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び短期間の入所をしている者を除く。）

(3)　障害者自立支援法（平成一七年法律第一二三号）の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二八三号）若しくは知的障害者福祉法（昭和三五年法律第三七号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している児童（短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（一五歳に達する日以後の最初の三月三一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

(4)　生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し、又は売春防止法（昭和三一年法律第一一八号）に規定する婦人保護施設に入所している児童（短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（一五歳に達する日以後の最初の三月三一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

3　児童手当の支給

㈠　支給要件

(1)　児童手当は、次のいずれかに該当する者に支給することとした。（第四条第一項関係）

イ　次の(1)又は(2)に掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下(1)において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの

(1)　一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。3及び6㈠(2)において「中学校修了前の児童」という。）

(2)　中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

ロ　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

ハ　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

ニ　一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

(2)　(1)イの場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととした。（第四条第二項関係）

(3)　(1)イ又はロの場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととした。（第四条第三項関係）

(4)　(2)及び(3)にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととした。（第四条第四項関係）

㈡　児童手当の額

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、(1)又は(2)に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額とすることとした。（第六条第一項関係）

(1)　児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。）　一万五、〇〇〇円に三歳未満の児童の数を乗じて得た額、一万円に三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の児童の数を乗じて得た額、一万五、〇〇〇円に三歳以上小学校修了前の第三子以後の児童の数を乗じて得た額及び一万円に小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2)　児童手当（中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。）　一万五、〇〇〇円に三歳未満の施設入所等児童の数を乗じて得た額と、一万円に三歳以上中学校修了前の施設入所等児童の数を乗じて得た額とを合算した額